

池田町長

費用の助成も検討する。 るモバイルルータ―の購入

は携帯電話の電波を利用す

なお、

整備されない地域

る。 与額は約80万円と見込まれ 与が始まる。県の試算で 譲与税の市町村などへの譲 令和元年度から森林環境 令和元年度の町への譲

ンド

未 速

超

高

ブロ 整 備

I 地 域 K バ

の対応

進める。 利用の促進や普及啓発、竹 の取り組みをさらに力強く 林整備を含む里山保全など 育成・担い手の確保、木材 業施策と併せ、間伐や人材 活用し、これまでの森林林 町としてはこれを有効に

を考慮し、民設民営方式で 年度負担や通信安定性など 中心に検討してきたが、後

これまで民設民営方式を

令和2年度から整備を行う

方針とした。

国庫補助事業は、民設民

対応 齢 偕 者 楽 荘 る 高 の

で7月末に評価を受ける。 状況は第三者による委員会 復の3点を主題とし、達成 改革・ケアの充実・信頼回 出し、鋭意取り組んでいる。 に偕楽荘から改善計画を提 この計画は、職員の意識 改善策として、 県及び町

らないよう取り組んでい 度とこのような事案が起こ 改善計画を完了させた後 新規入所を再開し、二

産 業振 興 合

を出し、同日付けで返還命 に交付決定の一部取消通知 いては、平成31年3月13日 進総合支援事業補助金につ 更)に交付した産業振興推 日に「Japan 株式会社(平成31年4月2 ger株式会社」に商号変 平成27年度に旧西村青果 G i n

いる。

3分の1の補助率となって 営方式で補助対象事業費の

業費の算定を依頼する。 備エリアの精査を行い、事 集計を行っている。

今後は調査結果を基に整

調査を実施し、調査結果の

5月末をめどに加入希望

けで、補助金返還命令の取 社から令和元年5月27日付 額は3517878円としている。 消と処分執行の停止を求め 令を出している。返還命令 旧西村青果株式会

していく。 の審査を行い、 今後は弁護士と請求内容 対応を協議

る。

る審査請求書が届いてい

び電車軌道の冠水 県道朝 伊野線 及

よる排水をした。 消防団を招集しポンプ車に 県道も冠水したことから、 ろには電車が不通となり、 被害はなかったが、19時ご 通」の電車軌道が冠水した。 的な強い雨により、県道朝 エリア内では付近家屋への 倉伊野線及び「とさでん交 この雨により、浸水した 令和元年 5月20日の断続

いるが、大雨時の対策とし に備え仮排水路を設置して へ排出する対策を講じると て排水ポンプを設置し河川 県としては、今後の降雨

ふるさと納税制

なる制度の見直しがあった して指定されている。 が、町は基準に適合すると 体がふるさと納税の対象と 総務大臣が指定する自治

いく。に鑑み適合するよう努めて るが、ふるさと納税の趣旨 細かい基準が定められてい 改正後の地方税法では、

道の状況 国 道 33 号 北 山 自 歩

とのことである。 山電停は両側に設置される手した。この整備に伴い北 令和元年 5月より工事に着 る国道33号北山自歩道が、 国土交通省が実施して

される。 注する予定と聞いており、 完成すれば念願の安心・安 全な自歩道及び電停が確保 今後、継続した工事を発